

住宅用家屋証明（申請）書

(イ) 租税特別措置法 施行令第41条	特定認定長期優良住宅又は 認定低炭素住宅以外	(a) 新築されたもの
		(b) 建築後使用されたことのないもの
	特定認定長期優良住宅	(c) 新築されたもの
		(d) 建築後使用されたことのないもの
	認定低炭素住宅	(e) 新築されたもの
		(f) 建築後使用されたことのないもの
(ロ) 租税特別措置法施行令第42条第1項		建築後使用されたことのあるもの

※記入方法については裏面を参照してください。

租税特別措置法施行令の規定に基づき、下記の家屋が上記の規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

南河内郡河南町長 あて

申請者 住所

氏名

印

電話

所有者の住所	
所有者の氏名	
家屋の所在地	南河内郡河南町
家屋番号	
建築年月日 (新築の場合に記入)	令和・平成 年 月 日
取得年月日	令和・平成 年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
所有者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

※記入方法については裏面を参照してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

南河内郡河南町長 森田 昌吾

<記入方法>

1. 租税特別措置法施行令の該当規定に○を記入すること。
2. 「建築年月日」の欄は、(b)、(d)又は(f)を選択した場合は記載しないこと。
3. 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c)又は(e)を選択した場合は記載しないこと。
4. 「取得の原因」の欄は、(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)を選択した場合に限り、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
5. 「所有者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
6. 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。